

就労選択支援センター「マーム」

「就労選択支援」とは

就労系サービスの利用や一般就労を希望する障がいのある方に対し、アセスメントによる就労能力や適性の評価、就労に対する意向確認を行い、本人の希望を尊重し、自分に合った働き方を見つけるため、適切な選択を支援するサービスです。

○障害者総合支援法の改正により、障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、アセスメント(本人の就労能力や希望などの評価)を行い、就労先の選択を支援する「就労選択支援」が創設されました。(令和 7 年 10 月施行)

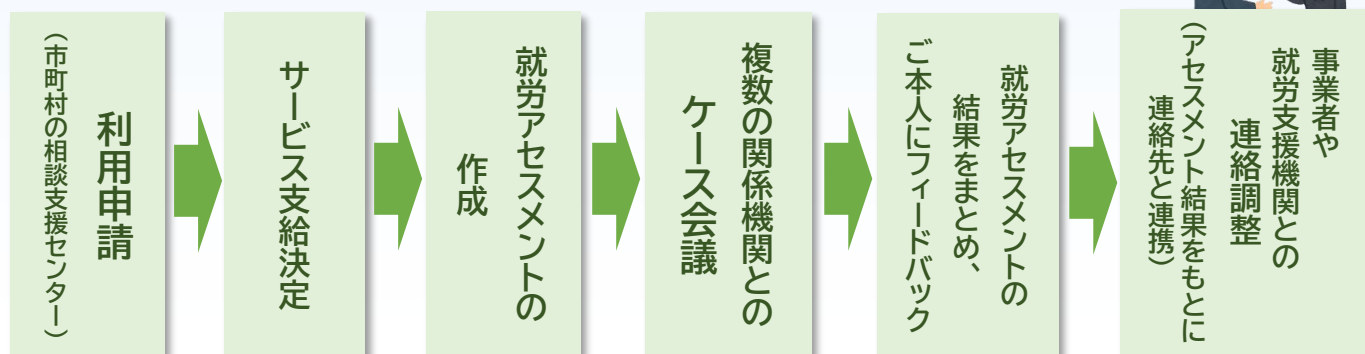
<メリット その1> 本人が本来持っている就労の可能性や適性を知る

就労選択支援では、障がい者本人の能力や適性を専門家がアプローチし、1 ヶ月の作業活動で詳しく様子観察をおこないます。その中で、本人との面談を通じて得意・不得意や必要な配慮などを見極めることが可能です。このような過程の中で、自分の持っている能力や適性に気づき就労先の選択肢を増やすことができます。また、自分の能力に気づくことで自信になりさらなる能力の向上も期待できます。

<メリット その2> 本人の「働きたい」という希望が尊重される

就労選択支援では、本人への聞き取りや面談のもと就労先を提供するので自分の意志で決定することが可能です。就労選択支援の導入によって、障がい者本人の「働きたい」という意思が尊重され、自分に合った働き先を選ぶことが可能です。就労先の選択肢もさらに広がることが予想されます。

<利用までの流れ>



就労選択支援の対象者のイメージ

○就労経験がなく、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向のある方は、原則、あらかじめ「就労選択支援」を活用しアセスメントを受ける必要があります。

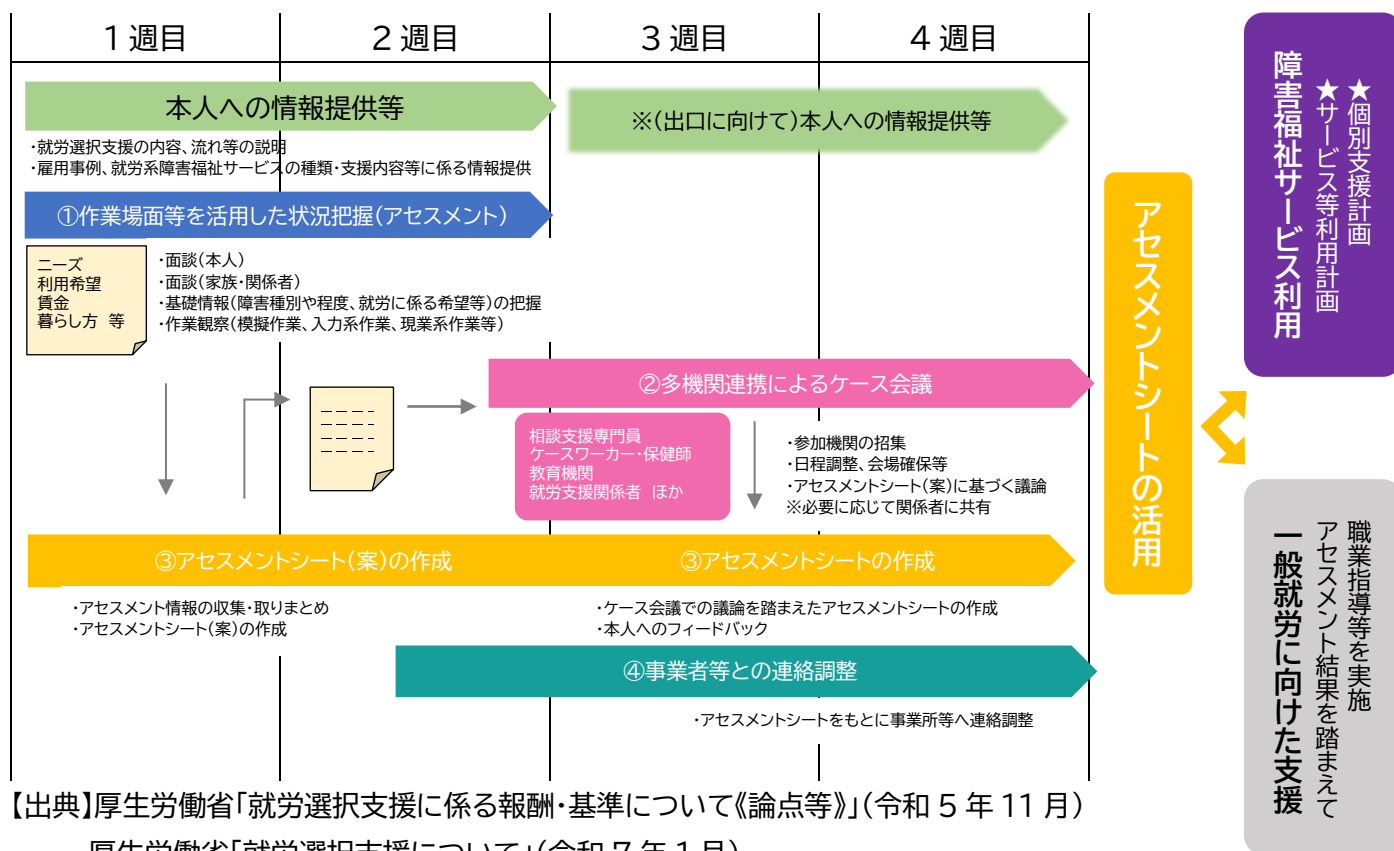
※令和 9 年 4 月からは新たに A 型の利用意向のある方などにも適用されます。

○すでに A 型や B 型事業所を利用されている方も、本人の希望に応じて就労選択支援を利用できます。

(令和 9 年 4 月以後は就労移行支援を 2 年間以上利用する場合、支給決定更新の前に就労選択支援を利用することが予定されています。)

状況	利用時間
新たに就労継続支援 B 型を利用しようとする人	令和 7 年 10 月以降: 原則必須
A 型を希望する人	令和 9 年 4 月以降: 原則対象に
就労移行支援の利用期間(2 年)を超えて延長を希望する人	更新時に原則利用

就労選択支援サービスの流れ(標準 1 か月イメージ)



【出典】厚生労働省「就労選択支援に係る報酬・基準について《論点等》」(令和 5 年 11 月)
厚生労働省「就労選択支援について」(令和 7 年 1 月)

<お問い合わせ>

〒460-0021
名古屋市中区平和 1 丁目 1 番 20 号東別院 3 番出口ビル 8 階
TEL.052-339-0022 FAX.052-339-0027
担当者: 洪(ほん)
E-Mail: shurou@marm.or.jp
URL: www.npo-marm.com/home

ホームページ X ツイッター

